

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 2145 番地 43 先で発生した事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 10 月 24 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和元年 9 月 23 日、水路敷内に自生し枯れた赤松の発見及び伐採処理が遅れたことで、台風 17 号の強風で幹が折れ、隣接する住宅の屋根に倒れた。
これにより、屋根の一部が破損したものである。

3 損害賠償の内容

本件事故の原因は、水路敷管理者の安全管理不備によるところの安曇野市の過失を 100%とし、安曇野市は相手方に対し、本件事故に関する損害金 258,472 円を支払うものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と相手方との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 26 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

専決処分書

訴えの提起について（生活保護法第 63 条に基づく返還金請求）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月 30 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 被告となるべき者

千葉県

2 請求の要旨

生活保護受給期間中（平成 16 年 9 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日まで）に発生した生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 63 条に基づく返還金 3 件合計 371,297 円の返還を求める。

3 訴訟提起の経緯

これまでに被告に対し督促状及び再三催告書により返還金の納入を促すが、全く応答しなかった。請求すべき生活保護返還金は非強制徴収公債権であるため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 2 により少額訴訟を行うもの。

報告第 29 号

債権放棄の報告について

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、配食サービス利用料に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和元年 11 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 配食サービス利用料

2 債権を放棄した日 令和元年 11 月 6 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄する事由	発生年度	件数（件）	債権額 （円）	備考
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 30 年度	1	400	
合 計		1	400	